

2014年1月6日

各位

オリックス銀行株式会社

**オリックスグループ創立 50 周年記念
「託しておトクキャンペーン」実施のお知らせ
～eダイレクト金銭信託をご購入の方に現金プレゼント！～**

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：潮 明夫、以下「オリックス銀行」）は、オリックスグループ創立 50 周年を記念して、2014年1月16日（木）より「託しておトクキャンペーン」を実施します。「eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号」をご購入のお客さまに100万円あたり1,000円、最大10,000円の現金をもれなくプレゼントします。

■キャンペーン内容

1. 対象となるお客さま

「eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号」をご購入いただいたお客さま

2. キャンペーン期間

2014年1月16日（木）10：00～2014年1月23日（木）23：59

※ お申込金額が募集予定金額に達した場合には、募集期間の途中で受付を終了させていただく場合があります。

3. 特典内容

ご購入金額100万円あたり現金1,000円（お一人さま上限10,000円）をプレゼント。

※ 「eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号」の購入金額合計です。

※ プレゼント（現金）は課税対象となる場合があります。詳細は所管税務署などにご相談ください。

※ 「eダイレクト金銭信託」は預金保険制度の対象外です。「eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号」について、詳細は別紙をご覧ください。

4. 特典の提供時期

2014年2月28日（金）までに、eダイレクト預金口座の普通預金に入金予定。

「eダイレクト金銭信託」は、2013年5月の発売以来、おかげさまで多くのお客さまにご好評いただいています。新たな投資の形として、お客さまの幅広いニーズにお応えできるよう、今後もサービスの開拓に努めてまいります。

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>

経営企画部 上野・國貞 TEL：03-6722-3630

<商品およびキャンペーンに関するお問い合わせ先>

金銭信託デスク TEL：0120-104-094

受付時間 9:00-17:00（土日祝および12/31～1/3 休）



■「eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号」概要

商品名（愛称）	eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第5号
主な運用対象	オリックス株式会社を貸付先とする無担保貸付金を主たる運用対象とします。
お申し込みいただける方	eダイレクト預金口座をお持ちの、国内に住所を有する20歳以上の個人のお客さま
募集期間	2014年1月16日10:00から2014年1月23日23:59 ※ お申し込み総額が募集予定金額に達した場合には、募集期間の途中でであってもお申し込みの受付を終了させていただく場合があります。 ※ 本商品のお申し込みは原則として取り消すことができません。
信託期間	2014年1月30日（信託契約日）から2015年1月30日（信託終了日）までの1年間 ※ 信託終了日は信託契約日の1年後の応当日となります。 ※ この商品は自動継続のお取り扱いはありません。
募集予定金額	50億円
最低募集総額	1億円 ※ 募集期間中のお申し込み総額が最低募集総額に満たない場合には、信託契約の締結をお断りすることがあります。
お申込単位	100万円以上100万円単位 ※ 1回のお申し込みにつき、上限金額は1億円となります。1億円を超えるお申し込みの場合は再度お手続きが必要です。
予定配当率	年0.37%（税引前） ※ 信託期間に適用する配当率です。 ※ 信託期間中、予定配当率の見直しは行いません。
お申込窓口	募集期間中、オリックス銀行のウェブサイトにて24時間お申し込みいただけます。
収益配当	予定配当額は、以下の計算式により算出されます。 「お客さまの信託元本」×「予定配当率」×「計算期間の実日数」÷365
収益金・元本のお支払日	2015年2月6日（年1回）
税金	原則として収益金に対し、20.315%が源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）されます。 マル優制度はご利用いただけません。
中途解約	原則として中途解約はできません。
受託者	オリックス銀行株式会社

■金銭信託のご注意事項

□ 主なリスクについて

- 主な運用対象である貸付先に破産等の債務不履行が発生した場合には、当該貸付金の元利金が弁済されず、貸付先に対する債権を貸付元本残高以下の価額で売却せざるを得ないことがあります。この場合、信託設定時にお示しした予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。
- 中途解約準備金の運用先である受託者の破産等による債務不履行が発生した場合、収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。
- 主な運用対象である貸付先に債務不履行が発生するなど一定の事由が生じた場合において受託者が必要と認めたときは、信託終了日より前に信託契約を強制終了させる場合があります。この場合、信託財産の換金処分等に時間を要することがあり、償還が大幅に後ずれする可能性があります。

□ ご負担いただく費用について

- お申込手数料および中途解約手数料はかかりません。
- 信託契約日から信託終了日までの期間、お客さまにご負担いただく信託報酬および費用は、以下の通りです。なお、これら信託報酬および費用の総額については、お申し込みの時点では確定しないため、表示いたしません。

● 信託報酬

信託財産の中からお支払いいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率3.00%から下限年率0.01%の範囲内とし、受託者が運用成果に基づき信託約款の定めに従い算出します。（予定配当率にて計算される配当金から信託報酬が差し引かれるものではありません。ただし、貸付先に破産等の債務不履行事由が生じた場合には、この限りではありません。）

● 租税・費用

信託財産の中から、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用をお支払いいただきます。

□ その他ご注意事項

- 本商品には、元本補填や利益補足の特約は付されておりません。また、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- 本商品は預金ではありません。元本および利益の保証はありません。預金保険および投資者保護基金による保護の対象ではありません。
- 本商品は原則として中途解約ができません。ただし、お客さまに特別解約事由(死亡、破産等)が生じた場合で、受託者が信託財産の交付に支障がないと判断した場合に限り、信託に残存する中途解約準備金の範囲で解約に応じます。なお、中途解約は契約単位でのご請求のみといたします。

- お客さまに特別解約事由（死亡、破産等）が発生している場合であっても、受託者がやむを得ない事情があると判断する場合には、中途解約に応じられないことがあります。また、この場合、受付済みの中途解約を取り消させていただく場合もありますので、予めご了承ください。
- 本商品のお申し込みは原則として取り消すことが出来ません。またお申し込みに関してクーリングオフ制度の適用はありません。
- 本商品のお申し込みをいただいた後、契約締結の可否については受託者であるオリックス銀行株式会社が最終判断いたします。ご契約のご締結をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 「eダイレクト金銭信託」をお申し込みの際には、当社よりあらかじめ契約締結前交付書面をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえ、お客さまのご判断でお選びください。契約締結前交付書面（商品説明書・募集要項）は[こちら](#)からもご確認いただけます。